

政策提言 1 学校教育における分権の推進

格差社会の進行に歯止めをかけるためにも、子どもの学ぶ権利を保障する必要があり、そのためにも、教育の無償化や地域で子どもを支える仕組みづくりが必要です。また、学校は、教育機能に加えて、地域コミュニティや住民自治確立の重要拠点であり、地域の共有財産として、児童や保護者、教職員、地域住民が主体的に参画できる協議機関の設置などの環境整備が求められています。

【自治体】

- ① 住民自治の実践をはかる立場から、地域の実情に沿った教育振興基本計画の策定および改定を進めます。その際は、公募委員を募るなど市民（住民）参加を実現します。また、コロナ禍への対応も踏まえた計画とします。
- ② 子どもの権利条約の主旨に沿った子どもの権利条例の策定を進めます。また、障害や日本国籍の有無などに関わらず、地域の子どもは地域で学び育つことを原則とします。そのための学習環境の整備を行います。
- ③ 学校運営と地域教育への市民（住民）参加をはかるため、中学校区ごとに「地域教育協議会」、個々の学校に「学校運営協議会」の設置し、コミュニティ・スクールを通じた地域づくりを進めます。また、委員は、年齢、性別、職業のバランスを考慮した幅広い構成とし、児童代表の参加についても検討します。地域代表については公募制を求めます。
- ④ 保護者・地域との協働に基づいた、学校運営の方針の策定をめざします。地域住民とともに教育目標や活動計画等を作成し、公表・報告、学校運営・教育環境・教育成果などに関する学校評価の公表・報告を行います。
- ⑤ 貧困の世代間連鎖を止めるために学校運営経費の拡充をはかります。また、学校運営経費の透明化をはかるため、公費予算の情報公開を進めます。公教育の無償性の原則に立ち、学校経費を保護者から徴収する場合には、徴収目的などについて説明を進めるとともに、地方自治法第210条を適用して公会計処理を進めます。とくに学校給食費の公会計化を進めます。そのために必要な制度と人員の整備を行います。
- ⑥ 学校施設が地域コミュニティの拠点となるよう多機能・複合化の施設整備を進めます。また、地域住民への開放、住民参加による管理・運営を進め、ユニバーサルデザインに立った施設の改善を進めます。大規模改修などの校舎等の老朽化対策については、市民（住民）、学校職員の参加による協議会をつくり、改修案の策定を行います。

- ⑦ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（2011年7月7日文部科学省）に沿って、学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくります。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織との連携強化をはかります。
- ⑧ 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、義務化された安全点検を月1回実施するなど充実をはかります。学校、家庭、地域、行政が一体となり、学校事故（授業中や部活動中）を防止するとともに、学校周辺を車のスピード30km以下に規制する「ゾーン30」に指定するなど、通学路の安全の確保（歩道と車道、自転車道との分離等）を進めます。また、学校用務員を含めた学校職員、地域ボランティアと連携して学校内外の安全確保実現の取り組みを進めます。
- ⑨ 子どもたちに、地域課題に応じたボランティア活動やNPO活動に触れる機会を提供します。
- ⑩ 高校授業料や教科書、補助教材費などの完全無償化を行い、あわせて給付型奨学金の拡充を進めます。
- ⑪ 人口減少・少子化や市町村合併などを背景とした学校統廃合や小中一貫教育学校の導入に対しては、行政経費節減を優先させることなく、子ども、保護者、地域の意向を尊重し持続可能な地域社会づくりをめざします。また、遠距離通学に要する費用等の公的支援を行います。
- ⑫ 教育には高い中立性が求められることから、首長による教育への政治的介入を排します。また教育委員会の活性化をはかるため、教育長の公募制などを含む教育委員の選任方法の改善、女性委員の拡大、市民（住民）の傍聴の導入などを進めます。
- ⑬ 子どもの人権や意見表明権を保障するため、子どもが参加した校則の見直し、体罰禁止を徹底します。また、指導要録、内申書など子どもの評価に関する情報は本人開示とし、異議申し立てによる変更をシステム化します。第三者機関として子ども人権オンブズパーソンの設置について条例化を進めます。
- ⑭ 教育機会の保障、学びなおしの機会の保障の観点から夜間中学校の充実をはかります。日常的な相談機能を強化するため、スクールカウンセラーなどの配置を進めます。
- ⑮ 子どもの職業能力や進路選択力を高め、同時に、健康で文化的な生活を営む権利を認識できるよう、労働体験やものづくり体験、労働法などに関する教育を充実します。
- ⑯ 子育て支援、子どもの「心のケア」や相談を受け付ける「子どもホットライン」などの保護者と子どもとの多様な相談窓口を設置し、専門機関や専門家と連携して対策を行います。
- ⑰ 地方における教育費財源と正規教職員の確保をはかります。また、会計年度任用職員の正規職員化を行い、教育行政サービスの向上をめざします。
- ⑱ 障がいのある子どもや外国人の子どもが普通学級で学ぶ権利を尊重したインクルーシブ教育を推進します。
-

- ⑱ 教科書採択にあたっては、国による特定の教科書の強制にならないよう、広範な人々の意見が反映されるような採択システムの改善をはかります。

【国に対して】

- ① 愛国心を強調する「改正教育基本法」の再見直しを求めます。
- ② 学習指導要領の法的拘束力をなくし、詳細な記述を改め指導要領の大綱化を進め、地域の教育課程の自主編成を可能とするよう求めます。
- ③ 学校教育、文化事業への個人、企業等の寄付行為に対する税制面での優遇措置を求めます。
- ④ 国による画一的で不透明な基準による教科書検定制度の廃止をめざし、当面は主たる教材としての使用強制をなくすとともに、検定過程の透明化を求めます。
- ⑤ 学校給食費、補助教材費、修学旅行費などの経費の公的負担の充実を求めます。また、学校徴収金の取り扱いについて公会計化を求めます。地方自治法第210条の適用による改善を進める趣旨に沿った文書による指導助言と必要な制度と人員の整備を求めます。
- ⑥ 教育の無償化を進めるとともに、経済的理由によって子どもの学ぶ権利が制限されないよう、学業保障のための各種援助・給付型奨学金制度の拡充を進めます。
- ⑦ 保護者が学校運営に関する行事等に参加しやすくなるよう、各種子育て休暇を含めた育児・介護休業制度の拡充と各種制度の利用促進にむけた周知活動を求めます。
- ⑧ 学校運営の民主化を進めるため、学校教育法施行規則を改正し、学校における会計年度任用職員も含めた全員が職員会議に参画し、学校運営の意思決定に参画できるよう改善を求めます。
- ⑨ 「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条」の趣旨を徹底し初等・中等・高等教育の漸進的な無償化および奨学金制度、教職員の物質的条件の改善にむけて国内法の整備を求めます。
- ⑩ 35人学級の小学校での導入に向けた環境整備を進めるとともに、中学校への拡大やさらなる少人数教育の早期実現を求めます。また、学校週5日制の維持を求めます。

政策提言 2 食育と学校教育

地産地消、食生活の多様化や食の安全（アレルギー性物質や放射性物質検査等を含む）への関心の高まりなどから、学校における食育の充実は重要性を増しています。おいしく安心・安全であることはもとより、健全な発育と生涯を通じた健康の維持に欠かせない正しい食習慣を身につけるためにも、バランスのとれた献立、伝統料理の普及や残渣問題への対応などの実践が求められています。また、学校での食育と同時に家庭に対する食育支援を行っていくことも必要です。

【自治体】

- ① 食育教育の重要性を再認識し、地域において各種取り組みを推進していくために、食育基本法に定められた「市町村食育推進計画」をすべての自治体で策定します
- ② 地域の食文化（とくに伝統行事における食）の継承に配慮した献立の研究を推進します。また、地域の生産者と連携し、安全な地産地消による食材・食品の消費を進めます。
- ③ 食材の安全性の確保のため学校現場での点検体制（放射性物質、遺伝子組み換え、残留農薬等）を確立します。地元の食材に親しむ地産地消を基本とし、画一的、独占的な調達によることなく、食材供給の多様化を進めます。
- ④ 食生活改善を促進するため、食生活指針を活用した食育を実施します。
- ⑤ 食育の推進にあたって、調理員、栄養士、教諭の連携を進めます。身近にある調理現場を拠点に給食を通じた食育が効果的なものとなるよう、単独自校調理方式を推進します。
- ⑥ 学校給食用の食材等については、地域関係者（食品納入には無関係であること）や保護者、調理員、栄養士などによる食品選定委員会（仮）を設置し、安全性や品質を重視して選定します。
- ⑦ 地方自治体において食育および食育推進を一元的に管理する担当職員の配置と「食育センター（仮称）」の設置を進め、学校・地域・家庭における食育活動を推進します。
- ⑧ ゆとりある食事時間の確保や、給食を通じて交流ができるランチルームを確保します。あわせてアトピー、アレルギー、障害児童生徒、宗教に配慮した献立を確立します。
- ⑨ 安全で適切な食習慣を保つため、有害性が疑われる食器は使用せず、陶器、強化磁器、漆器、はし、ナイフ、フォーク、スプーン等、献立にあわせて選択使用します。
- ⑩ 安全かつ衛生的な施設設備を確保するため、調理室はドライシステムを導入します。また、環境と人体にやさしい石けん洗剤を使用します。
- ⑪ 高齢者・障害者への「福祉給食」の実施、親子料理教室の開催、放課後児童クラブや児童館などへの

休日等の給食提供、子ども食堂との連携・協力など、学校の給食提供機能を地域コミュニティのために活用します。

- ⑫ アレルギー対応食の経費を含む、学校給食費の無償化を進めます。
- ⑬ 栄養教諭の配置を進め、子どもと家庭への栄養教育・指導を充実します。
- ⑭ 災害時における給食提供や炊き出し用備蓄品などの器具・機材設置を推進します。また、学校給食調理員を各自治体の防災計画上における組織体制の一員として位置づけ、災害時に迅速な対応ができるよう体制整備を進めます。
- ⑮ 給食が実施されていない小中学校においては、準要保護生徒の救済策として、自治体独自の援助制度を設けます。
- ⑯ ノロウイルスなど食中毒発生時の対応マニュアルを作成し、安全管理を徹底します。

【国に対して】

- ① 適正な食・食生活が身につけられるよう、実践的な食育推進活動の展開を求めます。また、「食育推進計画」の策定がされていない自治体への支援を求めます。
 - ② 食品の安全を確保するため、より一層の情報公開を進めるとともに、給食用食材の生産・流通経路が特定できるようなシステムの構築を求めます。
 - ③ 教育無償化の一環として、アレルギー対応食の経費を含む、学校給食の無償化を求めます。
 - ④ 学校給食用食材の放射性物質検査に関する指針の策定を求めます。
 - ⑤ 調理員等のノロウイルスの検査費用に対する財政支援を求めます。
-

政策提言 3 社会教育・スポーツ・文化

地域の中で市民（住民）がより豊かに、充実した生活を送るうえで、学校以外のさまざまな場における社会教育が果たす役割は増えています。また、人生100年時代とも言われる中で、生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりにつながる生涯スポーツはますます重要となっています。さらに、地域の歴史や伝統を継承し、芸術を振興することで地域活性化をはかる観点から、文化行政の重要性が高まっています。

【自治体】

- ① 社会教育・文化・スポーツ施策の推進にあたっては、協議会や運営審議会を設置するなどして、常に市民（住民）の意見を積極的に反映します。
- ② 社会教育主事、司書、学芸員など、施設の専門職員を積極的に配置し、専門性の強化をはかります。
- ③ 「いつでも・どこでも・だれでも」社会教育施設の機能が利用できるよう、ICTを活用した学習環境の整備（講座情報の提供、施設利用や事業参加の予約、図書館資料の検索・予約、博物館資料のデータベース化など）をはかります。
- ④ 社会人に対する教育の機会拡充ならびに均等をはかるため、大学や民間の教育機関等の受講・利用に対する公的助成の拡充、大学コンソーシアムなど地域の教育資源の充実をはかります。
- ⑤ 公民館をはじめとする社会教育施設は、地域課題に応じて、市民（住民）のエンパワーメントにつながる学習機会を提供し、地域住民が集い交流できる拠点施設とします。
- ⑥ 図書館は、日常生活や仕事、学校教育、社会教育などあらゆる場面での課題解決支援をはかるべく、幅広く資料を収集・蓄積し、地域のシンクタンクとして情報提供機能の充実をはかります。そのために図書館司書の体制強化と育成を進めます。
- ⑦ 博物館施設は、地域の文化拠点、社会教育拠点として、市民（住民）や来訪者に親しまれる施設を志向するとともに、資料収集、保存、展示、研究などの活動がバランスよく、継続・安定的に行われるよう努めます。
- ⑧ 健康の維持・増進にむけてスポーツの啓発・普及に努めるとともに、年代や障害の有無などにかかわらずスポーツを楽しめるように、地域のスポーツ施設の整備を進めます。
- ⑨ 施設の管理運営のあり方検討にあたっては、コスト論に偏ることなく、指定管理者制度導入による弊害も十分踏まえ、行政責任を果たしうる形態を追求します。
- ⑩ 地域の文化活動や文化交流に関する考え方を定めた「文化振興条例」を制定します。

- ⑪ 芸術・芸能の振興をはかるため、地域行事や文化イベントの実施、文化団体や文化事業への公的助成を行うなどの取り組みを進めます。
- ⑫ 施設の建設・改修を行う際には、構想の段階から市民参加型の企画審議を行い、地域社会と融合した施設づくり、市民（住民）に愛される施設づくりを進めるとともに、保育室の設置や段差の解消など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をはかります。

【国に対して】

- ① 自治体における施設の管理運営形態の選択は自治体の主体的な判断によるものであり、指定管理者制度の導入を促すなど、不要な指導・助言は行わないよう求めます。
 - ② 大学・大学院等の社会人特別選抜枠の拡大、夜間課程の維持・拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充など、生涯学習社会に対応する高等教育施策の充実を求めます。
 - ③ 有給教育休暇制度を定めたILO140号条約の批准を求めるとともに、大学・大学院での学習・研究も含め、高度な専門知識が得られる研修・教育機会の保障にむけた制度の整備を求めます。
 - ④ 国民体育大会（国民スポーツ大会）を廃止し、スポーツ・レクリエーション祭、身体障害者スポーツ大会と統合した「生涯スポーツ祭典」に改革するよう求めます。
 - ⑤ 芸術・文化の施策にかかる政府予算の充実を求めます。
 - ⑥ 文化芸術団体等が地方自治体と共催して文化イベントを実施するなど、首都圏に集中している文化芸術の鑑賞機会や文化関連産業の活動を地方に広げていくための施策実施を求めます。
 - ⑦ 地域のアイデンティティを守っていくために、地域の伝統芸能・芸能の継承を支援する施策の実施を求めます。
-

政策提言 4 平和を創造する

日本は、憲法9条のもとで、専守防衛政策を原則とし、平和国家として世界に貢献してきました。しかし、自民党政権は、憲法違反の安全保障関連法を成立させ、「集団的自衛権」の行使に踏み切りました。さらに自民党は、憲法9条「自衛隊」加憲案などの「改憲4項目」を提起していますが、その内容は、日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、議会制民主主義などの基本的原理を変質させる危険なものになっています。「戦争のできる国づくり」を許さない立場で憲法の平和主義を踏まえ、日米安保・日米地位協定・自衛隊の抜本的な見直し、および在日米軍基地の縮小・撤去を強く求めなければなりません。

日本にある米軍施設の約70%が集中する沖縄において、辺野古新基地建設をめぐり、国と県の対立が続いています。国のとっている強硬な姿勢は、分権・自治の理念を真っ向から否定するものであり、基地の撤去を求める民意に反する暴挙であり到底容認できるものではありません。普天間基地の即時返還を求めるとともに、辺野古新基地建設の撤回および国外移設を求める取り組みを進めます。

自治体がすべての市民（住民）の生命・財産を守るという視点から、「自治体平和条例」制定や「非核平和条例」制定など、平和行政・平和政策の推進に取り組みます。

<平和創造>

【自治体】

- ① 非核自治体宣言、アジアを中心とした国際平和交流・平和教育の推進などを盛り込んだ「平和自治条例・平和都市条例」を制定し、自治体平和政策の展開と、具体的実施体制の整備を進めます。
- ② 米軍基地に経済、雇用などを依存しないまちづくりを進めます。
- ③ NGOなど、グローバルなネットワークと提携し、自治体間の国際平和交流を進めます。また、「非核宣言自治体協議会」や、広島・長崎両市が設立した「平和首長会議」へ参加します。
- ④ 周辺事態法第9条「自治体・民間への協力要請」による戦争協力に反対し、市民生活の優先を確保します。
- ⑤ 外国艦船による港湾施設の軍事利用に歯止めをかけるために、非核証明書の提出を求める議会決議・条例づくりを進めます。
- ⑥ 米軍の活動を点検し、その行動が、地域住民の安全や生活を脅かさないように、情報の公開をはじめとして自治体が責任をもって監視する体制づくりを進めます。
- ⑦ 安全性に問題があるとされている米軍機オスプレイの飛行訓練に関する監視の強化と、オスプレイの

配置撤回と訓練中止についてアメリカに申し入れるよう、国に対して働きかけます。

- ⑧ 日米地位協定の抜本改正を求める議会決議に取り組みます。
- ⑨ 国民保護計画の改正にあたっては、基本的人権の保障や情報の公開、社会的弱者への配慮などが盛り込まれたものとするとともに、計画改定にあたる国民保護協議会については、労働組合代表や市民代表、人権擁護団体関係者を含めたメンバーとします。
- ⑩ 強制連行・強制労働、「慰安婦」など日本の植民地支配・戦争に関する実態調査に取り組むとともに、正確な歴史認識に基づく教科書の採択などを行います。
- ⑪ 「日の丸・君が代」の強制は行わず、思想・信条の自由を守ります。

【国に対して】

- ① 日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、非核三原則の法制化と防衛予算の削減を求めます。
- ② 日米地位協定をボン協定に準じて抜本改定し、基地内の環境汚染、騒音、調査・立ち入りや犯人引き渡しなどについて自治体の異議申し立て権を認めさせるよう求めます。
- ③ 現状を憲法に近づける取り組みを強めるため、(ア)普遍的安全保障原則の明確化と日本の参加のあり方、(イ)自衛隊の段階的縮小・改組、非核三原則、文民統制、徴兵制の禁止、武器輸出禁止の明文化を骨格とする「平和基本法」の制定を求めます。
- ④ 防衛計画の大綱については軍事力によらない安全保障政策への転換を求めます。とりわけ紛争地域における平和実現にむけては、武力に頼らない外交努力（調停・斡旋等）を追求するよう求めます。
- ⑤ P K O協力法を抜本的に見直し、非軍事・文民・民生を原則とする自衛隊とは別の組織を創設することを求めます。
- ⑥ 日米安保条約を根本的に改定し、経済・文化を基盤とする平和友好条約への転換を求めます。
- ⑦ 米軍基地の整理・縮小・撤廃を求めるとともに、平和・自立・共生、アジアとの国際交流都市・沖縄の実現を求めます。
- ⑧ 普天間基地の即時撤去・返還、辺野古への新基地建設の撤回を求めています。また、在日米軍による日本国内でのあらゆる演習・訓練に反対し、とりわけ、オスプレイなどの低空飛行訓練の即時停止を米軍に申し入れるよう求めます。
- ⑨ 中国や韓国、北朝鮮と日本の共通の歴史認識を形成するため、共同の歴史調査を行うよう求めます。また、朝鮮半島に対する植民地支配の清算とともに、北朝鮮に対しては日朝平壤宣言に基づき、拉致事件の解決を求めます。
- ⑩ すべての核実験・未臨界実験に反対し、「核兵器禁止条約」の批准とともに、条約発効にむけて各国に対する署名・批准の呼びかけなど、被爆当事国にふさわしいリーダーシップを発揮するよう求めます。

<国際協力活動>

【自治体】

- ① 国連機関をはじめとする国際機関への自治体職員の派遣と研修生の受け入れを積極的に実施し、自治体職員が持つさまざまな技術・ノウハウを国際協力に生かします。
- ② ODAは当該国の自立支援に重点を置き、「人間の安全保障」に基づく自治体ODAを実施します。
- ③ 地方公務員海外派遣法に基づき、国際協力活動に参加する自治体職員の身分保障と労働条件確保のための条例を制定し、自治体職員が活躍できる環境を整備します。その場合、派遣対象を公的な機関に限定せず、幅広くNGOなどにも拡大します。
- ④ 国際機関のみならず、NGOや市民レベルでの国際協力の先進的な事例に学び、自治体職員が幅広く国際協力について認識を深められるよう、支援・相互理解の取り組みをはかります。

【国に対して】

- ① ODAの目的、情報公開、実施の手続きの明確化をさらに強めることを求めます。
-

政策提言 5 差別をなくし人権を守る

すべての人が、地域の中で個人として尊重され、安心して自分らしくくらすためには、すべての人の人権が保障され、差別のない社会をつくることが重要です。しかし、外国人差別やヘイトスピーチ、部落差別、性差別など、偏見と排外主義による差別は後を断ちません。また、障害者や生活保護受給者への差別といった弱者切り捨ての思想も蔓延し、インターネットを介して拡散されています。これらは、日本社会での不寛容さの高まりや、人権意識の低下によるものといえます。ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、障害者差別解消推進法を実効あるものとするためには、自治体での具体的な取り組みが必要です。あわせて、あらゆる差別を解消するため、包括的な差別を禁止する法の制定が求められます。

<人権政策>

【自治体】

- ① 地域における人権保障・人権教育・啓発などを総合的に推進し、自治体を「地域の人権保障機構」として確立します。なお人権条例の制定、行政機構の整備、基本方針・計画の策定等も検討します。また、職員に対する人権研修を推進します。
- ② 「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別解消にむけた施策を実施します。
- ③ 自治体における人権教育・啓発基本計画を策定します。すでに策定している自治体は、より実効あるものにするため、人権教育施策の実施と権利擁護機関の設置を進めます。
- ④ あらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりにむけて、啓発活動の強化や人権侵害に対する相談窓口の整備、学校等での人権教育の充実をはかります。
- ⑤ 就職差別、結婚差別の撤廃のために、統一応募用紙の使用を徹底し、差別につながる身元調査が行われていないか確認します。また、地域の企業に対する人権研修・啓発などの具体的施策を進めます。
- ⑥ 個人情報の大量売買などを目的とした戸籍等の不正取得防止のため、事前登録型本人通知制度を条例化します。
- ⑦ 子どもの権利条約の批准を受けて、自治体での条約精神の啓発に努め、「子どもの意見表明権」を踏まえた自治体施策の立案・実施をはかります。
- ⑧ 子どもに対する精神的・肉体的・性的虐待の防止と子どもの保護に関する積極的施策を進めます。
- ⑨ エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識の普及に努め、H I V感染者やハンセン病患者

- 者・元患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を進めます。
- ⑩ LGBTQ+の人たちが、差別・偏見やハラスメントを受けることのないよう、自治研作業委員会報告書「LGBTQ+/SOGIE自治体政策」を活用しながら、人権が尊重される環境の整備を進めます。

【国に対して】

- ① 日本政府がいまだに批准していない「女子差別撤廃条約選択議定書」、「移住労働者等権利保護条約」など人権に関する諸条約の早期批准を求めます。
- ② 「人権教育のための世界プログラム」や人権教育啓発推進法を踏まえ、人権教育・啓発の推進を求めます。
- ③ 携帯情報端末機器の発達やSNSなどのネットワークサービス発展に伴い、急速かつ広範囲に人権侵害が引き起こされるなど、人権侵害の形態が多様化・深刻化している現状に対応するためにも人権救済機関の設置は急務であり、「人権侵害救済法（仮称）」の早期成立を求めます。
- ④ 子どもの権利条約の批准を踏まえ、関係国内法の改正を求めるとともに、依然残っている非嫡出子、無国籍児への差別的取り扱いの撤廃を求めます。
- ⑤ 子どもの権利を守るため、18歳未満を対象とした買春や児童ポルノの頒布などを禁止する「児童買春・児童ポルノ処罰法」の周知と啓発をさらに進めるよう求めます。
- ⑥ 「先住民族の権利に関する国連宣言」および「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」を踏まえ、アイヌ民族の権利を確立することを求めます。
- ⑦ エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識と予防対策の普及・徹底を求めます。また、HIV感染者や元ハンセン病患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を求めます。
- ⑧ LGBTQ+への社会的偏見・差別をなくすため、関係法制度の改正、同性パートナー間の財産（移譲や相続）に関する権利拡大や、教育・雇用・労働などにおける権利を護るためのガイドラインの策定などを求めます。
- ⑨ 東京電力福島第一原発事故に伴う放射能被害を背景とした福島県民への差別を許さないため、啓発活動の強化とともに、子ども・被災者支援法に基づく各種支援の充実などを求めます。

<外国籍市民（住民）>

【自治体】

- ① 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第4条にもとづき、人種等を理由とする差別の撤廃を実現するため、自治研作業委員会報告書「自治体から発信する人
-

権政策～すべての人権差別の撤廃に向けて～」と「逐条解説」を活用し、人種差別撤廃条例を制定します。

- ② 他国の人々を誹謗中傷する憎悪表現・差別表現（ヘイトスピーチ）の撲滅にむけ、議会で意見書の採択や条例化を行うなど、適切な対応に取り組みます。
- ③ 外国籍市民（住民）との共生をめざし、啓発や人権教育を強化します。また、差別事件が起きた場合は迅速に対応し、その救済に努めます。
- ④ 文化の相互理解の促進と多文化共生のまちづくりのため、外国籍市民（住民）が参画する地域の各種事業の実施など、市民（住民）の自主的取り組みを支援します。
- ⑤ 外国籍市民（住民）が自治体の行政サービスの内容や各種手続きについて理解できるように、わかりやすい日本語や多言語でのパンフレットの設置、多言語によるホームページやコミュニティ放送などの情報発信を行うとともに、多言語に対応できる相談体制を確立します。
- ⑥ 合法的就労かオーバーステイあるいは資格外就労かの区別を問わず、外国人労働者の人権を保障する観点から、労働相談や情報提供を行います。
- ⑦ 外国籍市民（住民）への入居差別をなくすよう、不動産業者、賃貸人への啓発を行い、条例を制定し、入居者を支援する仕組みを導入します。また、外国籍市民（住民）に優先的に賃貸する事業者を支援します。
- ⑧ 外国人労働者を社会保険に加入させるよう、事業主への指導を行うとともに、社会保険加入資格のない外国人労働者などは国民健康保険に加入するよう啓発を行います。
- ⑨ 1982年に国民年金法の国籍条項が撤廃されたときすでに20歳以上であった障害者、60歳以上であった高齢者は障害基礎年金、老齢基礎年金の受給資格がないままに放置されています。これらの人びとに対する自治体独自の救済策を講じます。
- ⑩ 「子どもの権利条約」に基づき、外国籍市民（住民）の児童が日本の学校で学ぶ権利を認め、自らの民族・アイデンティティを育むための日本語教育、母語・継承語教育を含めた教育体制を確保するとともに、外国籍市民（住民）への情報提供を行います。外国人学校・国際学校・民族学校を支援します。
- ⑪ 地方公務員採用の「国籍条項」を撤廃し、外国籍市民（住民）に周知をはかるとともに、採用後も差別的取り扱いをしないよう改善を求めます。
- ⑫ 川崎市外国人市民代表者会議などのように、外国籍市民（住民）が施策に意見反映し、まちづくりに参画できるしくみづくりを進めます。
- ⑬ 外国籍市民（住民）の自治体の各種審議会への積極的登用を進めます。

【国に対して】

- ① 国連の人種差別撤廃条約を踏まえた、外国人に対する差別を禁止する「差別禁止法（仮）」を制定するとともに、自治体、国民に広く啓発活動を行うよう求めます。
 - ② ヘイトスピーチ解消法については、より実効性の高いものとし、人種差別撤廃にむけた包括的な法規
-

制とすることを求めます。

- ③ 外国籍市民（住民）が地方参政権（選挙権、被選挙権を含む）を行使できるように、地方自治法・公職選挙法などの法改正を求めます。
 - ④ 在留カードの常時携帯・提示義務の廃止、罰則規定の削除を求めます。また、制度改正により、住民基本台帳に登録されない外国籍市民（住民）の住所が記録されるよう適切な対応を求めます。
 - ⑤ 歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人、中国人への無条件の永住保障、強制退去・再入国許可制度の適用除外と、年金・就職などの生活権を保障するための法・制度の改革を求めます。
 - ⑥ 低賃金労働や人権侵害を招かないよう外国人技能実習制度について実態を十分に検証しながら、抜本的に改革するよう求めます。
 - ⑦ 朝鮮学校への「高校無償化」制度適用を求めます。
 - ⑧ 朝鮮学校学生への独自支援の継続および、未支援の自治体への支援即時実施にむけて取り組みます。
-

政策提言 6 男女平等参画の推進

誰もが性別にかかわらず、まちづくりや政策決定過程に参画することは、多様性や活力のある地域を実現するうえで重要なことです。しかし、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み、偏見）、LGBTQ+に対する偏見や差別などにより、自分らしく尊厳をもって暮らし、個性や能力を発揮することが難しい状況が残っています。国際的にみても、2022年に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は146カ国中116位と先進国中最下位となっており、とくに政治・経済分野での男女間格差が指摘されています。格差を解消し、ジェンダー平等の社会を実現するために、地域での具体的な取り組みが求められています。

【自治体】

<政策・方針決定過程への女性の参画の推進>

- ① 男女共同参画社会基本法の理念に基づき、実効性ある男女平等参画条例・行動計画を策定します。
- ② 自治体の男女平等参画行動計画の達成状況について、広く市民（住民）に情報公開するとともに、審議会等で定期的に評価・検証を行います。
- ③ 「第5次男女共同参画基本計画」では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」とされています。これに基づき、自治体管理職に積極的に女性を登用するとともに、企業・事業所等にも女性の登用を求めます。あわせて、そのための人材育成研修、企業への支援など、具体的な対策を講じます。
- ④ 各種審議会・委員会等への女性の登用を進め、登用率の当面の最低目標値を30%とし、最終的には50%をめざします。その達成状況は毎年公表し、女性登用が進まない審議会・委員会等については改善策を検討します。また、広く市民（住民）が参画できるよう、審議会・委員会等委員の公募枠の拡大に努めます。

<男女平等参画社会の実現>

- ⑤ 農林水産業分野における男女平等参画を推進するため、第5次男女共同参画基本計画を活用しながら、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みを男女平等参画計画に盛り込み、着実な実践をはかります。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）においては、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定（えるぼし認定等）の取得企業）などを優先します。
- ⑦ 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、一層の機能充実をはか

ります。

- ⑧ 就業を希望する女性の就業機会拡大のための職業訓練、職業紹介を拡充します。また、女性労働相談窓口を設置し、働く女性からの相談に対応します。
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく特定事業主行動計画を着実に実行するとともに、企業等における一般事業主行動計画の策定等を支援します。また、行動計画に定める女性の活躍推進に関する取り組みについては、非正規労働者もその対象とします。
- ⑩ 性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を発揮することができるよう、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見をなくすための啓発や研修事業に取り組みます。
- ⑪ 政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であることから、「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、実態調査や情報収集、啓発のほか、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などの環境整備を行います

【国に対して】

- ① 男女雇用機会均等法の見直しにあたっては、名称を「男女雇用平等法」とし、法の理念に「仕事と生活の調和」を明記することと、法の目的に記された「男女の均等な機会および待遇の確保」に賃金の男女均等取り扱いが含まれることの明確化を求めます。
 - ② 女性活躍推進法の法の目的に、法が女性差別撤廃条約の理念に基づくことを明記するとともに、内容の拡充を求めます。
 - ③ 国内法を整備し、ILO111号条約（雇用と職業における差別待遇の禁止）、ILO171号条約（夜業禁止）、ILO175号条約（平等なパートタイム労働）、ILO183号条約（母性（親性）の保護）、ILO189号条約（家事労働者）の早期批准を求めます。
 - ④ 選択的夫婦別姓制度の導入にむけた民法の改正を求めます。
 - ⑤ 性やライフスタイルに中立な税・社会保障制度の確立を求めます。
 - ⑥ 「政治分野における男女共同参画推進法」の成立を受けて、政治分野における女性参画をより積極的に推進するため、クォータ制（割当制）の導入へむけ法整備を求めます。
-

政策提言 7 女性への健康支援と性暴力への対応

生涯を通じての女性への健康支援と、さまざまな人々に対する人権を無視したあらゆる暴力をゆるさない社会づくりが必要です。セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、性暴力、ドメスティック・バイオレンスの被害発生の予防と対策が求められており、自治体だけでなくNPOや関係団体との連携、協力のもと、社会啓発などを一層強化することが必要です。

【自治体】

<女性への健康支援>

- ① 女性が自分の健康状態について自己管理し、性的自己決定権を行使できるよう、女性への健康教育、性と生殖に関わる健康相談・支援窓口を設置し、情報や知識を提供します。
- ② リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点から、企業等に対して不妊治療時の仕事と治療の両立ができる環境の整備を求めます。
- ③ 学校教育における性教育、職場研修や広報等を通じて、性感染症等、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識の普及に努めます。また、感染症予防の総合的な推進をはかるため、正しい知識の普及啓発および教育に努めるほか、ならびに保健所等における検査・相談体制の充実をはかります。

<女性への暴力>

- ④ 配偶者暴力相談支援センターの設置にむけて取り組みます。また、業務の実施体制を整備・拡充し、母子生活支援施設・女性相談所・福祉事務所・保健所・地域の支援団体等との十分な連携をはかります。
- ⑤ DVなど女性に対する暴力の防止に向けた啓発を強化します。
- ⑥ DVの再発防止のため、加害者に対する更生プログラム等の充実やリスクアセスメントの実施を求めます。
- ⑦ 職場や地域におけるハラスメント防止対策の強化のため、セミナー等を開催し、さまざまなハラスメントに対する認識を深めます。
- ⑧ 相談窓口の拡大をはかるとともに、相談員や関係職員の育成を進めます。警察などの関係機関とも連携し、被害者に対するケアの充実をはかります。
- ⑨ 人身売買につながる性の商品化や、女性を買春の被害者とならないよう、買春の根絶のための啓発活動を行います。また、女性や子ども、LGBTQ+をはじめとした性的マイノリティに対するあらゆる暴力・差別・人権侵害の防止にむけて、教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員・児

童委員等の対応者側への研修や情報提供を行うとともに、必要な相談体制を整備します。さらに、売春防止法の改正により、婦人相談員の非常勤規定が削除されたことを踏まえ、相談にあたる職員を正規職員として任用し、相談体制の質の向上をはかります。

- ⑩ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置し、性犯罪・性暴力に対する予防教育を関係機関が連携して取り組むよう改善をはかります。

【国に対して】

＜女性への健康支援＞

- ① 更年期における障害について適切な情報提供、相談機関の整備、医療機関への受診の勧奨、研究の推進、予防対策などの充実をはかるよう求めます。
- ② 妊娠初期から出産までの検診の無料化を求めます。また、事業主には妊産婦のための保健指導、健康診査を受診するために必要な時間を確保する義務があることについて、一層の周知を求めます。
- ③ 子育て支援と安全な出産のため、妊娠・出産にかかる費用について健康保険の適用とし、出産育児一時金は廃止を求めます。診療報酬の設定などのため、現在の分娩に関する実態把握や費用の検証を行うよう求めます。
- ④ 刑法の堕胎罪の廃止を求めます。
- ⑤ 不妊治療の公費助成の拡大を求めます。

＜女性への暴力＞

- ⑥ あらゆる暴力とハラスメントの根絶にむけて、ハラスメントの禁止規定を盛り込んだ国内法の整備を求めます。
 - ⑦ 配偶者等からの暴力およびあらゆるハラスメント、性暴力の被害者に対する支援体制の充実をはかるよう求めます。また、再発防止や被害を未然に防ぐため、リスクアセスメントの実施や加害者に対する更生プログラム等の充実をはかるよう求めます。
-

政策提言 8 ワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を是正し、仕事と育児や介護とを両立できるようにするために、男性も女性もともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが喫緊の課題です。一人ひとりがやりがいと充実感を持ちながら働き、同時に生活（家庭）においてもそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方ができる社会システムの構築が求められています。

【自治体】

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「行動指針」の趣旨を踏まえ、具体的な数値目標や工程表を設定し、達成状況について定期的なフォローアップを行います。
 - ② ワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、年次有給休暇の完全取得を促進します。
 - ③ 職業生活と地域・家庭生活の両立支援にむけた制度などの情報提供、普及啓発活動を総合的に促進します。
 - ④ 働き方改革関連法を踏まえ、時間外労働の上限規制を遵守し、長時間労働の是正をはかります。
 - ⑤ 育児・介護を担う労働者の深夜業免除・時間外労働制限（月24時間年150時間）・休業などについて、周知・啓発・指導を強化します。
 - ⑥ 育児・介護休業制度の普及啓発資料の提供と制度利用の促進および休業期間中の生活資金融資など、生活の安定のための条件整備を促進します。
 - ⑦ 男性の育児休業取得率2025年30%の政府目標達成をはかるため、育児休業制度の取得を促進し、職場全体での仕事と家庭の両立支援の意識の向上にむけて、「イクボス宣言」などの取り組みを促進します。
 - ⑧ 男性の家事・育児参加に関する意識を高めるため、市民（住民）対象の講座・講演会の開催など啓発活動を行います。
 - ⑨ ファミリーサポートセンター事業や子育て世代包括支援センターの整備など、地域における育児支援制度の促進をはかります。
 - ⑩ 疾病や障害を抱える労働者が治療と職業生活の両立をはかることができるよう、事業所等に対し環境整備を求めます。
 - ⑪ 不妊治療を受ける労働者が仕事と不妊治療の両立ができるよう、不妊治療への理解を促進し、必要な
-

情報提供を行い求めます。

【国に対して】

- ① すべての人の仕事と生活の調和のため、時間外労働の上限をさらに引き下げ、抜本的な長時間労働の是正を求めます。
 - ② 生活時間が確保されるよう、労働時間の上限規制の厳守や労働契約で定めた労働時間を遵守させるよう求めます。
 - ③ 育児・介護を行う労働者（非正規含む）に対し、仕事との両立がはかれるよう、休暇の取得要件や日数の拡大、取得対象年齢の見直しなど、現行制度の拡充を求めます。
 - ④ 介護休業取得者の休業中の社会保険料徴収について、少なくとも本人負担分を免除するよう求めます。
 - ⑤ 育児・介護休業中の所得保障として、育児休業給付金および介護休業給付金の引き上げおよび期間の拡充を求めます。
 - ⑥ 有期雇用者についても「厚生労働省指針」に基づいて、育児・介護休業法の対象者とするよう、事業主に啓発・対策を実施するよう求めます。
 - ⑦ 第5次男女共同参画基本計画に盛り込まれた男性中心型労働慣行の見直しについて具体策を講じるよう求めます。
 - ⑧ 男性の育児参加、育児時間、育児休業取得について具体的な促進策を求めます。
 - ⑨ 次世代育成支援対策推進法について、一般事業主行動計画および特定事業主行動計画の策定の推進、「子育てサポート企業認定（くるみん認定）制度」、「特定認定（プラチナくるみん認定）制度」および「トライくるみん認定」の普及・拡大を求めます。
 - ⑩ ひとり親家庭の求職者に適合する雇用開発、就労あっせん、福祉相談に取り組み、職業能力開発、職業訓練および受講期間中の職業訓練手当の支給により、生活の安定をはかります。
 - ⑪ 児童手当について所得制限の撤廃をはじめ、抜本的拡充を求めます。
 - ⑫ 児童扶養手当の一部支給停止（減額）措置の廃止や支給回数を増やすなど、制度の改善を求めます。また、子育て・生活支援や職業訓練等、自立支援策の強化など、ひとり親世帯への支援策のさらなる充実を求めます。
 - ⑬ 仕事と不妊治療の両立に必要な休暇制度などの新設を求めます。
-